

第1章 総論

1 計画策定の背景と目的

国における障害保健福祉施策は、これまで障害者基本法の目的である「全ての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を達成するために行われてきました。

そして、令和5年3月に国は、障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約という。）障害者権利条約が目指す社会の実現につなげるべく、障がい者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するために、第5次障害者基本計画を策定しました。

近年、地震や豪雨等の自然災害や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経験してきた中で、非常時に障がい者が受ける影響やニーズに配慮をしながら、取組みを進めることが必要となっています。このことから、国は、障がい者への偏見や差別意識を社会から払拭し、障がい者の人権を確保する上での基本となる考え方や原則への理解促進に引き続き取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すための施策を計画的に実施していくこととしています。

このような動きの中で、国は障がい者が障害福祉サービスを受けることができるよう、市を実施主体の基本とすることとしており、市が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

本市ではこれまで、国の動向や本市の実情に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、令和3年3月に「第3次大村市障害者基本計画・第6期大村市障害福祉計画・第2期大村市障害児福祉計画」を一体的に策定し、地域や関係機関等と連携した総合的な取組を推進するとともに、サービス提供体制の基盤整備を推進してきました。

令和5年度をもって「第3次大村市障害者基本計画・第6期大村市障害福祉計画・第2期大村市障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、国の「第5次障害者基本計画」、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、そしてこれまで本市が行ってきた各種施策の進捗状況や障がい者のニーズ等を踏まえて計画を見直し、新たに「第4次大村市障害者基本計画・第7期大村市障害福祉計画・第3期大村市障害児福祉計画」を策定することとしました。

2 計画の概要

(1) 本計画の位置づけ

①第4次大村市障害者基本計画

障害者基本計画とは、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下、「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②第7期大村市障害福祉計画

障害福祉計画とは、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画として、大村市における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障害者基本計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③第3期大村市障害児福祉計画

障害児福祉計画とは、児童福祉法第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

市町村障害児福祉計画は、市町村障害福祉計画と一体のものとして作成できるとされています。

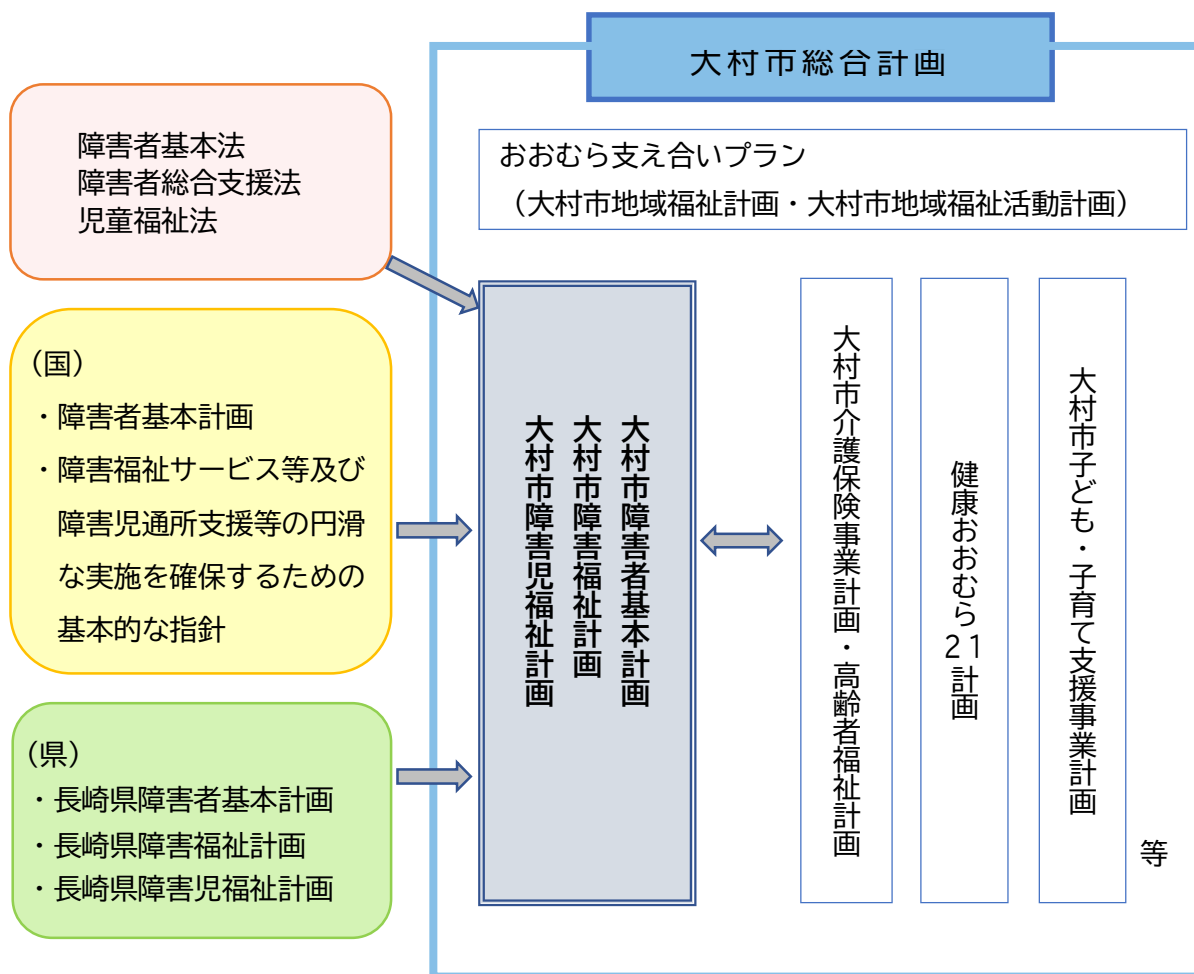
児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

④本市が策定する他計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本指針を定めた大村市総合計画の分野別計画として位置付けられ、福祉分野の上位計画である地域福祉計画、個別計画である高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合性を図りつつ、障害者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

【位置づけのイメージ】



(2) 計画の期間

障害者基本計画については、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化、制度改正があった場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
障害者基本計画 (第 3 次)			第 4 次障害者基本計画					
障害福祉計画 (第 6 期)			障害福祉計画 (第 7 期)			障害福祉計画 (第 8 期)		
障害児福祉計画 (第 2 期)			障害児福祉計画 (第 3 期)			障害児福祉計画 (第 4 期)		

3 計画の策定体制

(1) 大村市障害者自立支援協議会

医療・保健・福祉・教育の関係者のほか、障がいのある方・障がい者団体・障害者施設の代表者で構成される「大村市障害者自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）」に諮り、専門的な観点からの提言や意見を反映しました。

(2) 市民アンケート及びパブリックコメント

障がいのある方や障害者施設に対して、令和 5 年 3 月から 4 月にかけてアンケート調査を実施し、ニーズ等の動向の把握を行いました。

また、広く市民の意見を反映させるため計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

(3) 庁内における会議

自立支援協議会と連携した本市の庁内組織として、副市長及び関係部課長から構成される「大村市障害者基本計画策定検討会議」を設置し、計画の審議を行いました。

■市民アンケート調査の概要

1 調査の目的

大村市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたり、障がい者の生活の実態や健康福祉・福祉サービスに関する利用意向を把握することによって、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

2 調査の実施要領

(1) 調査時期

令和5年3月～4月

(2) 調査対象者及び調査方法

市が管理している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び一般市民を無作為に抽出し、郵送配布・回収しました。

(手帳所持者：1,321人、一般市民：329人)

3 配布数・回答数

調査対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
手帳所持者	1,321件	670件	50.7%
一般市民	329件	100件	30.4%

4 障がい者（児）の状況

（１）障がい者（児）について

本計画で記載している「障がい者」は障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」、高次脳機能障害者及び難病患者等を総称して使用しています。

また、「障がい児」は、上記の障がい者のうち、１８歳未満の児童の総称として使用します。

（２）障がい者の状況

令和４年度末の障害者手帳所持者数は、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）４,０１４人、知的障がい者（療育手帳所持者）１,２８５人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）１,０３６人となっています。過去５年間に於いて、身体障害者手帳所持者数は約４,０００人、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。なお、障害者手帳所持者延べ人数の総人口に占める割合は６.４６％となっています。

【障がい別手帳所持者延べ人数の推移】

（単位：人）

手帳種別	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者手帳	4,116	4,122	4,092	4,045	4,018	4,014
療育手帳	1,058	1,102	1,128	1,178	1,222	1,285
精神障害者保健福祉手帳	786	855	887	956	997	1,036
合計	5,960	6,079	6,107	6,179	6,237	6,335
総人口	95,647	96,159	96,627	97,296	97,704	98,120
手帳所持者延べ人数 の対総人口比率	6.23%	6.32%	6.32%	6.35%	6.38%	6.46%

※手帳は複数所持者あり

資料：大村市障がい福祉課（各年度末現在）

①身体障がい者の状況

障がい種類別では、令和４年度末で肢体不自由 1,823 人、内部障害 1,471 人となっており、全体の８割以上を占めています。また、年齢階層別では、65 歳以上の高齢者が 2,790 人で全体の約 7 割を占めています。

【障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

障がい種類別	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障害	263	262	251	256	244	243
聴覚・平衡機能障害	435	445	446	439	432	431
音声・言語障害	45	45	45	40	42	46
肢体不自由	1,930	1,915	1,897	1,865	1,835	1,823
内部障害	1,443	1,455	1,453	1,445	1,465	1,471
合計	4,116	4,122	4,092	4,045	4,018	4,014

資料：大村市障がい福祉課（各年度末現在）

【年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳未満	126	126	116	115	108	103
18～64 歳	1,192	1,175	1,141	1,138	1,119	1,121
65 歳以上	2,798	2,821	2,835	2,792	2,791	2,790
合計	4,116	4,122	4,092	4,045	4,018	4,014

資料：大村市障がい福祉課（各年度末現在）

② 知的障がい者の状況

療育手帳は、障がいの程度により最重度「A1」、重度「A2」、中度「B1」、軽度「B2」の 4 段階に区分され、令和４年度末の軽度の「B2」所持者数は 447 人と最も多くなっています。年齢階層別では、ほとんどの階層で増加しています。

【障がい程度別療育手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A 1	259	269	272	284	291	297
A 2	184	195	204	206	202	204
B 1	271	282	281	300	316	337
B 2	344	356	371	388	413	447
合計	1,058	1,102	1,128	1,178	1,222	1,285

※A1：最重度、A2：重度、B1：中度、B2：軽度

資料：大村市障がい福祉課（各年度末現在）

【年齢階層別療育手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳未満	228	232	249	269	277	311
18～64 歳	734	764	774	802	832	859
65 歳以上	96	106	105	107	113	115

資料：大村市障がい福祉課（各年度末現在）

③ 精神障がい者の状況

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況】

精神障害者保健福祉手帳は、障がいの状態により 1 級から 3 級に区分され、令和 4 年度末の 2 級の所持者は 614 人と最も多くなっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位：人)

等級	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	64	75	75	69	72	83
2 級	511	525	524	569	596	614
3 級	211	255	288	318	329	339
合計	786	855	887	956	997	1,036

※等級の数字が小さいほど、障がいの程度が重いことを表す。

資料：長崎こども女性障害者支援センター
(各年度末現在)

【精神障害者保健福祉手帳の等級区分】※厚生労働省ホームページより

- 1 級 他人の援助を常時受けなければ、日常生活を送ることが困難な状態
- 2 級 日常生活に著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態
- 3 級 日常生活又は社会生活に制限を受けるか、制限を加えることを必要とする状態

【発達障害の状況】

発達障害とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。障がいの種別では精神障害に分類されます。

本市では、発達障害児を早期発見し早期療育につなげるため、乳幼児健康診査等を実施しています。

【乳幼児健康診査 受診者数の推移】

(単位：人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 歳 6 カ月児健診（受診者数）	941	890	854	681	937
（うち、今後の支援が必要と判断した者）	149	115	172	128	121
3 歳児健診（受診者数）	941	891	867	726	995
（うち、今後の支援が必要と判断した者）	196	182	204	147	199

資料：大村市こども家庭課（各年度末現在）

④高次脳機能障害の状況

高次脳機能障害とは、交通事故等による外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害と言われています。

高次脳機能障害者数は、他の障がいと比べると外見上は障がいが目立たないことや、自身も障がいを十分に認識できない場合があるため、正確な実数を把握するのは困難な状況にあります。

⑤難病患者等の状況

難病等とは、障害者総合支援法において「治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病」と定義されており、難病患者等は障がい者の範囲に追加され、障害者手帳の有無に関わらず、障害福祉サービス等を利用することができます。

難病患者は令和4年度で919人となっており、疾患別ではパーキンソン病が最も多くなっています。小児慢性特定疾病該当者は160人となっており、疾患別では慢性心疾患が最も多くなっています。

【難病患者の推移】

(単位：人)

疾患名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
パーキンソン病	80	92	96	95	101	93
潰瘍性大腸炎	79	78	71	82	85	80
全身性エリテマトーデス	69	71	70	68	71	68
後縦靱帯骨化症	34	36	33	29	33	32
上記以外	521	559	561	587	614	646
合 計	783	836	831	861	904	919

資料：長崎県国保・健康増進課（各年度末現在）

【小児慢性特定疾病該当者数】

(単位：人)

疾病区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内分泌疾患	54	39	32	37	34	32
悪性新生物	12	11	11	11	8	8
慢性腎疾患	8	5	5	4	4	2
慢性心疾患	29	31	30	35	35	37
糖尿病	10	10	12	12	10	10
上記以外	41	49	48	70	63	71
合 計	154	145	138	169	154	160

資料：長崎県こども家庭課（各年度末現在）